

## 一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟 加盟規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）教育規程2-8に基づき、団が一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟（以下「本連盟」という。）を經由して行う、日本連盟に対する新規又は継続の加盟について規定する。

(新規・継続加盟登録の申請)

第2条 日本連盟に新規又は継続の加盟登録をしようとする団は、所定の手続を経て、第6条に定める分担金を添え、地区を經由し、本連盟に申請する。

(新規・継続加盟登録の審査)

第3条 本連盟は、県内の団の新規又は継続の加盟登録申請に対し、その団の審査を行い、加盟登録に適すると認めたときは、それを証明し、加盟団が直接日本連盟に登録料を添え申請する。

2 これらの審査は、県コミッショナーが地区コミッショナー、担当委員会等の協力を得て実施する。

(新規・継続加盟登録の承認)

第4条 本連盟は県内の団の新規又は継続の加盟を審査の後 加盟団が日本連盟に正式登録の申請を行い、日本連盟から直接加盟団に対し、登録番号を付した加盟登録承認書及び加盟登録証が交付される。(本連盟は追承認する)

(地区の構成員)

第5条 加盟団は、理事会において定められた地区の構成員にならなければならない。

(分担金)

第6条 日本連盟への継続申請、追加申請の仮申請時に、地区、本連盟の審査を行うが、その時点で次に掲げる分担金を、地区を經由して本連盟に納付する。

(1) 隊分担金 1隊当たり年額 2,000円

(2) 個人分担金(スカウトクラブ員も含む。)

1人当たり年額 1,000円(ただし、9月以降、半額)

2 前項の規定にかかわらず、新規加盟登録申請については、個人分担金を免除することができる。

3 他県連盟からの移籍者について、移籍元で既に当該年度の分担金を収めている場合は、当連盟の分担金を免除する。

(日本連盟加盟登録料の減免)

第7条 日本連盟加盟登録料の減免を申請する場合は理事会の承認を得る。

(分担金の減免)

第8条 日本連盟加盟登録料の減免対象となる場合は、理事会の承認を得た上で、本連盟の分担金の減免を受けることができる。

2 減免の比率は日本連盟加盟登録料の規定に準ずる。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会にて行う。ただし、第6条における金額の改定は、本連盟総会の議によるものとする。

(補 則)

第10条 本規程に定めのない事項については、本連盟規約による。

### 附 則

この規程は、一般社団法人ボーイスカウト千葉県連盟設立登記の日から施行する。

(1) 令和7年3月2日 改正

付帯決議

第6条第2項の適用について、毎年、前年度に開催する登録説明会において可否を表明できるように事前に理事会にて審議決定をみておくこととする。